

被扶養者が雇用保険の失業給付を受給すると？

組合員の配偶者等が会社を退職し、雇用保険の失業給付(基本手当)を申請する場合、被扶養者の認定要件を満たしていれば、受給開始になるまでの間は被扶養者として認定することができます(待機期間認定といいます。)

失業給付の受給開始後は、「雇用保険受給資格者証」(第1面)に記載されている『19.基本手当日額』を確認してください。



1 日額3,612円未満…被扶養者資格を継続できます。

○共済事務担当課への提出書類

- ・「雇用保険受給資格者証」の写し(第1面～第4面)

2 日額3,612円以上…被扶養者資格が取消になります。資格取消日は、「雇用保険受給資格者証」(第3面)の『認定(支給)期間』欄に印字された最初の基本手当受給開始日になります。

○共済事務担当課への提出書類

- ・ 共済被扶養者申告書
- ・ 組合員被扶養者証
- ・ 「雇用保険受給資格者証」の写し(第1面～第4面)
- ・ 国民年金第3号被保険者関係届(20歳以上60歳未満の配偶者のみ。)

なお、失業給付の受給終了後に被扶養者の認定を受けようとする場合は、改めて被扶養者の認定手続きが必要となりますのでご注意ください。

※雇用保険の失業給付(基本手当)については日額で支給されるため、年間収入限度額(130万円)ではなく日額で判断します。

(130万円÷12月÷30日=3,611.11円≒3,612円)

雇用保険受給資格者証(第3面)の見方

平成31年3月31日退職、令和元年5月20日ハローワークへ求職申し込みを行い、日額3,900円の失業給付を受給する場合

待機期間

求職申し込みから7日間

給付制限期間

給付制限期間中は基本手当が支給されないため、認定可能です。

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1					初回認定日		6月20日
2	0620				次回認定日		9月13日
3		待期満了日		010526			
4		給付制限期間	010527-010826	退職理由			
5	0913						10月03日
6		010827-0902	7	基本手当	¥27,300		
7							
19	1130	011101-1124	24	基本手当	¥93,600		
20		支給終了					

給付の対象となる期間

⇒8月27日付けで取消

※8月27日から9月2日までの7日分の基本手当として27,300円が支払われたことを表しています。初回の振り込みがあった日ではなく、給付対象となった最初の日が取消日です。

支給終了日の翌日の11月25日から再認定の申請が可能です。支給終了日の翌日から30日以内に認定申請の手続きをしてください。「支給終了」と印字されてから30日以内ではありませんのでご注意ください。

	4/1	8/27	11/25
	失業給付待機期間・給付制限期間	失業給付受給期間	失業給付受給終了
3/31退職	被扶養者として認定できる期間	被扶養者として認定できない期間	被扶養者として認定できる期間

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413